

杜甫「送高三十五書記」詩の制作をめぐる——高適研究の一端として——

川 口 喜 治
Yoshiharu KAWAGUCHI

杜甫の「送高三十五書記」（以下「送高」詩と略す）は、現存する杜甫詩のなかで、杜が高三十五すなわち高適に与えた最も早い作品である。

この作品は、杜甫と高適との交遊において、伝記的側面（とりわけ高適の伝記研究）で重要であるばかりではなく、文学的側面でも見過ごすことのできないものであると考えられる。いま文学的側面についての論は別稿に譲ることとし、本稿では、その論への準備的意味も込めて、「送高」詩の制作をめぐる高適の伝記上の問題とこの作品の系年について、従来の研究成果をふまえながら検討してゆきたい。なお本稿と別稿とが標題とするのは杜甫詩であるが、両稿は、論者が以前より行なっている高適研究の一端でもある。

(一)

まず「送高」詩の全文掲げる。⁽¹⁾

送高三十五書記十五韻（卷二・一二六頁）⁽²⁾

崆峒小麥熟、且願休王師。請公問主將、焉用窮荒爲。
饑鷹未飽肉、側翅隨人飛。高生跨鞍馬、有似幽并兒。
脫身簿尉中、始與捶楚辭。借問今何官、觸熱向武威。

答云一書記、所愧國士知。人實不易知、更須慎其儀。
十年出幕府、自可持旌麾。此行既特達、足以慰所思。
男兒功名遂、亦在老大時。常恨結歡淺、各在天一涯。
又如參與商、慘慘中腸悲。驚風吹鴻鵠、不得相追隨。
黃塵翳沙漠、念子何當歸。邊城有餘力、早寄從軍詩。

作品の解釈は別稿に譲るとして、まず制作背景を簡単に述べる。高適は、杜甫にこの作品を呈せられる以前、天宝八載（七四九）四十九歳にしてようやく手にした官職である陳留郡（卽沛州）封丘県（河南省封丘県）尉を同十一載に辞し、長安にやってきている。同年、高適は隴右節度使（鎮所・鄯州湟水県（青海省樂都県）哥舒翰の判官・田梁丘なる人物の斡旋を経て、哥舒翰により左驍衛兵曹參軍に推薦され、哥舒幕府の掌書記の職に就いている⁽³⁾。そしてこの作品は、長安にて、杜甫が哥舒翰幕府に向かう高適を送った時の作品である。なお高適がこの時長安にやってくる以前に、杜甫と高適は交遊を二度持つており、一つは天宝三・四載、二人は李白も加えて梁宋などに遊び、一つは天宝五載、やはり李白とともに齊魯に遊び、その冬には北海郡（卽青州・治益都県（山東省益都県））を訪ね太守・李邕に会っている⁽⁴⁾。

ちなみに高適が、概ね八、九人で一官を争ったという高倍率の状況のなか苦勞して手に入れた封丘県尉の職を自ら辞してしまったのは、

青夷軍（北京市西北、河北省懷來県東南）への送兵などその職務内容が高適にとつて憤懣やるかたないものであったという、かつて指摘した理由⁽⁸⁾以外に、次のようなことも考えられよう。以下少しく補足の意味を込めて述べてみたい。

高適の封丘県尉辞任のいまひとつ理由は、循資格の制度による待選期間の存在であると考えられる。この制度では、官吏は、現任官職の任期が終了したとしてもすぐに次の官に就けるわけではなく、次の吏部銓選に参加するまで所定の期間を待機しなければならず（待選）、またその待選期間は前任の官職の清濁を基準として決められていたのである。高適の場合、封丘県尉（緊県の尉）は決して清要官ではないので、次の吏部銓選までかなりの年月待機することを要した。緊県（近）の尉の場合、それは五年であったと推定されている⁽⁹⁾。封丘県尉に就任したときすでに四十九歳であった高適にとつて、四年の任期を勤めたあと五年間待機するのは、あるいは長すぎる時間であったとも思われる。

さてこの通常のルート（吏部の常選）に従っている限り、高適はその詩でしばしば吐露してきた青雲の志を遂げることにはまずできない⁽¹⁰⁾。そこで次のステップとして節度使の幕僚（幕職官）への道を求めたと考えられる。ただそれは県尉の四年の任期を終えてからでも構わないはずであるが、前述のようにその職務に対する憤懣とともに、幕職官就任への何らかのめどが付いたことが理由で、県尉を任期途中で辞任したと推測される。辞任と同じ年の天宝十一載に、掌書記の職を得ていることがこれを裏付けよう⁽¹¹⁾。

さてこの場合、幕職官が官途において持つ意味であるが、立功による特別な昇進や糊口の方途を求めるといったことがまず挙げられる。玄宗の治世、特にその後半期において対外的膨張政策が採られたことにより節度使が功名争いをくりひろげるなか、立功のチャンスはより

多くなっていたと思われる。またこのような理由以外に、石雲濤氏によつて指摘された次のようなことが注目されよう。石氏によれば、辺塞の藩鎮の判官（この場合、節度使・觀察使の僚佐の総称）となつて任期を満たせば、上述の待選期間が二、三年減せられ、さらに留任する者には「優奨」が加えられたという⁽¹²⁾ことであり、またこれを利用して不遇微官の士人が功名を求めて辺塞へ赴いたとする。石氏の論文では、十数名の例が挙げられており、高適・岑参もそこに含まれている。石氏の指摘に従うならば、高適にとつて哥舒翰の幕僚となつて待選期間が減るということは、吏部の常選に従うよりは有利であったといえよう。さらに渡邊孝氏が中晩唐期のこととして、藩鎮幕職官就任者に府主（節度使・觀察使・団練使などの藩帥）の奏請によつて与えられる檢校・兼・試の朝官（職事官）は名目上の虚銜ではあるが、形の上では朝廷の職事官に叙任されたことになり、官資として通用するものであった、と指摘することをここに当てはめてもよいのではなからうか。すなわち高適の場合、左驍衛兵曹参軍が官資となつたと考えられる。

総じて高適にとつて幕職官に就くことは、上述の通常のルート（吏部の常選）に乗っている限り成しえない昇進を可能にする、少なくともその契機となる意味を有していたと考えられるのである⁽¹³⁾。事実、高適は、封丘県尉（従九品上）、掌書記・左驍衛兵曹参軍（正八品下）のあと、天宝十四載、安史の乱という非常事態のなかではあるが、入朝して左拾遺（従八品上）⁽¹⁴⁾ ついで監察御史（正八品上）⁽¹⁵⁾ を授かっている。またこれ以後の高適の栄達は、有名である。

一方、高適を送った杜甫は天宝五載から長安において浪人生活を続けていた⁽¹⁶⁾。

(11)

如上の背景のもと、杜甫によって「送高」詩が高適に贈られたのであるが、実はこの作品の制作年に下記の三説が存在する。以下、本稿では、下記の先行研究において提示された史料をもとに、制作時期の特定を試みたい。

まず諸研究を制作年別に分類する。

① 天宝十一載説

- ・【聞】：聞一多「少陵先生年譜会箋」(『聞一多全集』第三卷(一九八二年、三聯書店)所収)

- ・【四】：四川省文史研究館『杜甫年譜』(一九五八年、四川人民出版社)

- ・【陳】：陳貽焮『杜甫評伝上巻』(一九八二年、上海古籍出版社)

- ・【余】：余正松『高適研究』「高適年表」『脱略身外事 交游天下才』——高適与杜甫的交誼(一九九二年、巴蜀書社)

② 天宝十二載説

- ・【阮】：阮廷瑜『高適年譜』(『學術季刊』五一—三、一九五七年)。のち阮著『訂正再版高常侍詩校注』(一九八〇年、国立編訳館 中華叢書編審委員会)所収)

- ・【彭】：彭蘭「高適系年考証」(『文史』三、一九六三年)

- ・【吉】：吉川幸次郎『杜甫詩注第一冊』(注(2))

- ・【徐】：徐无聞「高適詩文系年稿」(『西南師範學院學報』一九八〇—二)

- ・【譚】：譚優学「高適行年考」(譚著『唐詩人行年考』(一九八一年、四川人民出版社)所収)

- ・【劉】：劉開揚「高適年譜」(劉著『高適詩集編年箋註』(一九八一

年、中華書局)所収。『箋註』本文の記述もこれに含める。

- ・【孫】：孫欽善「高適年譜」(注(5))

③ 十三載説

- ・【王】：王達津「詩人高適生平系詩」(『文學遺產增刊』八、一九六一年。のち王著『唐詩叢考』(一九八六年、上海古籍出版社)所収)

- ・【周】：周勛初『高適年譜』(一九八〇年、上海古籍出版社)さてこれらを見るに、おおむね、杜甫研究において① 天宝十一載説

がとられているのに対し、高適研究ではそれを一、二年遅らせる説がとられている。なお高適研究中【余】は①説を採り、杜甫研究中【吉】は②の【阮】に従っている。

さて①説は、【余】を除き、ひとしくすでに隴右節度使の哥舒翰の幕僚となっていた高適が天宝十一載に哥舒に随って長安に入り、その年哥舒の幕府へ戻るときの作品であるとする。ただこれらの説には、高適がいつ哥舒の幕僚となったかが示されていない。なお【余】は、天宝十一載、封丘原尉を辞した高適が哥舒翰の判官・田梁丘の斡旋を経て、掌書記として(高適の掌書記就任が入幕前に決まっていたか、あるいは入幕後に決まったかは、「送高」詩系年のポイントの一つとなるので、後に検討する。いまはその判断をせず、仮にこのように記しておく。以下同じ。)その幕府へ赴く時の作とする。

②説は、【阮】が、天宝十一載に長安にて哥舒翰の知遇を得た高適が翌十二載その幕府へ赴くときの作品とする。【彭】は、高適は九載に封丘原尉を辞して河右(≡河西)の地に客遊し、翌年長安へ返り、十一載宋州宋城原(河南省商丘県・高適が長らく客居していたまち)への一時帰宅を経て、十二載に長安から哥舒翰の幕府へ赴いたときの作品とする。【劉】は、十一載、封丘原尉を辞した高適が哥舒翰の判官・田梁丘の斡旋を経て、掌書記としてその幕府へ赴き、その年の冬

哥舒に随って長安に入り、翌十二載の夏哥舒の幕府へ戻るときの作品であるとする。【譚】は、田梁丘の幹旋に触れず、十一載に隴右に客遊して哥舒翰幕府の掌書記となったという経緯が、【劉】【孫】と異なる。

【徐】は、高適が天宝九載に封丘県尉を辞して河西の地に客遊し、翌十載に田梁丘の幹旋で哥舒翰の掌書記となったとする経緯が、【劉】【孫】と違っている。²⁰⁾ なお高適の封丘県尉辞任を九載とするのは、高適の年譜中、【徐】のほかに【彭】²¹⁾ だけであり、いまは十一載としておく。

③説【周】は、十一載に封丘県尉を辞職した高適が翌十二載に田梁丘の幹旋で入幕し、十三載掌書記となり、その夏哥舒翰に随って長安に入り、再び河西へ戻るときの作としている。【王】は封丘県尉辞任を天宝三載と誤り(注(21)参照)、また田梁丘の幹旋に触れないが、他の経緯は概ね【周】に同じい。つまり【周】【王】は、高適の入幕を十二載²²⁾ 「送高」詩の作成を十三載とする点で、②説【譚】【劉】【孫】を一年遅らせた説である。これは、『資治通鑑』(卷二二七)の「(天寶)十三載……三月……哥舒翰亦爲其部將論功、……翰又奏嚴挺之子武爲節度判官、河東呂諲爲支度判官、前封丘尉高適爲掌書記……」に従ったものである。つまり高適が哥舒翰によって掌書記として奏上される以前に「送高三十五書記」詩は作りえないということである。なおこの『通鑑』の記事について、②説の【吉】【譚】【劉】【孫】は、事後の正式奏聞であるとしている。

(三)

さて「送高」詩の制作年の諸説は以上の通りであるとして、ここで「送高」詩の制作年以外に、①②③説において異説が存在すること、あるいは明確に示されていないことがあることに容易に気付かれよう。

それは高適が哥舒翰の幕僚としてその幕府に入った時である。そして、まずこれを決定することが「送高」詩系年の前提となると考えられるので、以下これについて検討してゆくこととしたい。

この問題については上記の高適の諸年譜のほかに、下記の論文において言及されており、ともに天宝十二載入幕説をとっている。

・【鉄】：陳鉄民「高適何時入河西幕」(『中華文史論叢』一九七九—三、一九七九年)

・【傳】：傅璇琮「高適年譜中的幾個問題」(傳著『唐代詩人叢考』(一九八〇年、中華書局)所収)

以下、諸年譜や右の論文によりながら論じてゆく。

さてこれらの研究によれば、高適の哥舒翰幕府入幕を考える上で鍵となる文献は、次に順に検討する二つである。(なお以後、諸年譜については以下に挙げる史料を論拠として扱うものだけを取り上げることとする。)

(1) 高適「奉寄平原顔太守并序」(二四五頁)²⁴⁾

この詩は、版本系統の高適集には載せず、敦煌文書P3862(『高適詩集殘卷』)に見えるものである。²⁵⁾

その序に「初顔公任蘭臺郎、與余有周旋之分、而於詞賦特爲深知。泊擢在憲司、而僕寓於梁宋。今南海太守張公、牧梁也、亦謬以僕爲才、遂奏所製詩集於明主。而顔公又作四言詩數百字並序、序張公吹噓之美、兼述小人狂簡之盛、遍呈當代羣英。況終不才、無以爲用、龍鍾蹭蹬、適負知己。夫意所感、乃形於言、凡甘韻。」とある。

まず詩題の「平原顔太守」は顔真卿。唐代で平原郡(Ⅱ德州、治安徳県(山東省陵県))の太守であった顔姓の人物は顔真卿だけである。²⁶⁾ 顔の平原太守就任時期については、留元剛「顔魯公年譜」(四部叢刊「顔魯公文集」所収)に「(天寶)十二載癸巳、公年四十五。楊國忠以前事銜之、繆稱請擇出公爲平原太守。按、十三載有東方朔畫贊碑陰記云、

去歲拜此郡。則以是年出守、明矣。」とあることから天寶十二載であることがわかる。なお顔の「東方先生畫贊碑陰記」は「文集」卷十三に載せ、必要部分のみ示せば「東方先生畫贊者、晉散騎常侍夏侯湛之所作也。……遂作斯文贊云、大夫諱朔、字曼倩、平原獻次人。……故獻次城、今在平原郡安德縣東北二十二里、……其贊開元八年刺史韓公思復刻于石碑、眞卿去歲拜此郡、……有唐天寶十三載季冬辛卯朔建。」とあり、留氏「年譜」が正しいことがわかる。また岑參「送顏平原并序」(注16)劉氏「岑參詩集編年箋註」(二三七頁)の序には「十二年春、有詔補尚書十數公爲郡守。上親賦詩餽羣公、宴於蓬萊前殿、仍錫以綰帛、寵餞加等。參美顏公是行、爲寵別章句。」とあり、顏眞卿の赴任は十二載の春であつたことがわかる。

次に詩序の「今南海太守張公之牧梁也、亦謬以僕爲才、遂奏所製詩集於明主。」について、張公はこの時、南海郡(Ⅱ)廣州。治南海県(廣東省廣州市)太守で、かつて「牧梁」つまり睢陽郡太守(Ⅰ)宋州刺史。梁は宋州の古名)であつた人物であり、それは兩唐書の高適傳から、天寶八載に高適を有道科に推薦した張九臯(張九齡の弟)であることがわかる。なお同年に、高適は及第して封丘県尉を授かる。さて「今南海太守張公」については、まず蕭昕撰の「唐銀青光祿大夫・嶺南五府節度經略採訪處置等使・攝御史中丞・賜紫金魚袋・殿中監・南康縣開國伯・贈揚州大都督長史・張公神道碑」(《全唐文》卷三五五)と題された張九臯の神道碑に「……進封南康縣開國男、賞有功也。屬南夷不翼、西蜀騷動、犄角之勢、連於嶺隅。以公有經畧之才、委公以干城之任。乃除南海太守兼五府節度經略採訪處置等使、攝御史中丞、賜紫金魚袋。……特賜銀青光祿大夫、兼手詔益封開國伯、食邑七百戶。……秩滿、遷殿中監。皇輿盡飾、玉食惟精。六尚委能、一心主辦。服御器用、必信必誠。勤勞不違、積憂聚瘕。以天寶十四載四月二十日、疾亟薨於西京常樂里之私第。春秋六十有六。」とあり、神道碑の題名と

その記述から、張九臯が殿中監(從三品)となつて天寶十四載四月に急死する直前の任務が南海太守兼嶺南五府節度經略採訪處置等使であつたことがわかる。また高適詩の序には「今南海太守」とあるから、詩は張九臯の生前の作であることがわかる。これらのことと上記の顔眞卿の平原太守就任とを考えあわせると、高適の詩は、天寶十二載春から遅くとも十四載四月までの期間に作られたことになる。

ところで高適の詩は、その後半部分に「上將拓邊西、薄才忝從戎。豈論濟代心、願効匹夫雄。驍騎滿良良、弱翮依彫籠。行軍動若飛、旋旆信嚴終。屢陪投醪醉、竊賀銘山功。雖無汗馬勞、且喜沙塞空。去去勿復道、所思積深衷。一爲天崖客、三見南飛鴻。應念蕭關外、飄飄隨轉蓬。」と西域での幕僚生活を描いていることにより、哥舒翰の幕府における作品であり、しかも末尾四句より秋期の作品であることがわかる。してみると高適の「奉寄平原顏太守并序」は、天寶十二載の秋か十三載の秋、哥舒翰幕府における作品であると考えてよいであろう。なお以上の考証は、概ね【孫】により、若干の補足をおこなつた。

さて【譚】【劉】【孫】は、この高適の詩を天寶十三載に系年している。【徐】は十二載の作とする。なお【鉄】【傳】【周】は、張九臯が十四載四月に没したことに気付いておらず、この作品を十四載秋の作としているが(【鉄】は秋とは明言しないが、文脈よりそうとれる)、これは当然「今南海太守」という記述と矛盾することになり、従いがたい。

ここで②説において、【譚】【劉】【孫】と【徐】が異なつていた点は、前三説が高適が封丘県尉を辞任して哥舒翰の幕府へ赴いたのを天寶十一載であるとするのに対し、【徐】は県尉を辞任して河西に客遊したのが九載で翌十載に哥舒の幕僚となつているところであつた。いま問題は、高適が辺塞の地に入った年が、十一載か九載かの違いであり、それはこの高適詩の系年と強く関わっている。【譚】【劉】【孫】の考え方は、この詩の「一爲天崖客、三見南飛鴻。」に基づき、この詩

を系年する十三載（の秋）から計算すると十一載になるということである。一方【徐】の考え方は、この詩を系年する十二載（の秋）から計算すると十載になるが、高適が哥舒翰に随って長安にやってきた年である十一載を除くと、九載になるということである。ここではひとまず【譚】【劉】【孫】の十一載説をとることとし、【徐】説の可否については、次の作品についての検討のなかで言及したい。（ちなみに十二載入幕説をとる【鉄】【傳】【周】は、右の二句に基づき、高適の詩を天宝十四載に系年している。）

○頁

(2) 「自武威赴臨洮謁大夫不及因書即事寄河西隴右幕下諸公」(二二二頁)

この作品も版本系統の高適集には載せず、P2552『唐人選唐詩殘卷』に見えるものであり、東洋文庫のマイクロフィルムで確認すると、詩題の「大夫」の上に空格がある。高適の事跡から考えてここには「哥舒(翰)」以外入り得ないが、⁽²⁸⁾まず、その哥舒翰が、「大夫」と呼ばれる官職つまり「御史大夫」を得たのが天宝八載である。次に「河西隴右幕下」とあることから、哥舒翰はこの時、隴右節度使に加えて河西節度使を兼任していることがわかる。哥舒が河西節度使を拝するのは史料によれば天宝十二載である。⁽²⁹⁾つまりこの詩の制作は、天宝十二載以後ということになる。

次にこの詩には「浩蕩去鄉縣、飄飄瞻節旆。揚鞭發武威、落日臨臨洮。主人未相識、客子心切切。顧見征戰歸、始知士馬豪。……立馬眺洪河、驚風吹白蒿。雲屯寒色苦、雪合羣山高。……我本江海遊、逝將心利逃。一朝感推薦、萬里從英旄。……相士慙入幕、懷賢願同袍。清論揮塵尾、乘酣持蟹螯。此行豈易酬、深意方鬱陶。微効儻不遂、終然辭佩刀。」とあり、特に「主人(≡哥舒翰)未相識、客子心切切。」から、入幕して間もない時の作品(季節は秋から冬にかけて)であることがわかる。(またここから、(二)節の②説【阮】が、高適が天宝十一載に

長安にて哥舒翰の知遇を得たとするのは誤りであることがわかる。)

以上からすれば、この詩は、天宝十二載以後の作で、且つ高適が入幕して間もなくの作品ということになる。天宝十二載入幕説をとる【鉄】【周】(【傳】は言及しない)が、この作品を天宝十二載に系年していることは、その立場上当然のことと言えよう。しかしながら、天宝十二載入幕説は、(1)で検討したとおり難点があり従いがたい。では(1)で取り上げた他説が、この「自武威赴臨洮謁大夫不及」詩をどのように扱っているかであるが、十一載入幕説をとる【譚】【劉】【孫】は、【譚】がこの詩を十二載の作とし、【劉】【孫】が十一載の作としている。

まず【譚】が入幕を十一載とし、この詩を十二載の作とするのは、史料的には一見矛盾せず、整合性があるように思われる。ところが【譚】に従うと、十一載に入幕して掌書記を授かりながら、翌年の秋冬まで「主人」哥舒翰と「未相識」面識がなかったことになり、これには難点があろう。

次に【劉】【孫】は「自武威赴臨洮謁大夫不及」詩の系年についてどう説明しているであろうか。入幕して間もない時の作品であることから、これを十一載に系年できる根拠がなければ、両者の十一載入幕説も難点を生ずることになる。さて【劉】【孫】はこの問題について同様の考えを示しており、両者の論を総合すると、それは次のようになる。『舊唐書』(巻一〇六)李林甫傳と『資治通鑑』(巻二一六)に見える、天寶十一載四月、朔方節度使を兼任していた李林甫が、節度副使の李猷忠が叛したことによりその解任を願い出、後任に河西節度使であった安思順(天寶六載就任)を推薦し、安が朔方節度使となった⁽³⁰⁾という記事に注目し、十一載四月に安思順が河西節度使から朔方節度使に転任しているの、そのとき哥舒翰が実質的に河西節度使に就任しており、【劉】は権知河西節度であったとする、史書が哥舒の就任

を翌十二載とするのは正式の任命であろう、と推定している。また【孫】は、隴右・河西兩節度使を一人が兼任する例が多いことと、安思順が河西節度使であったときも哥舒翰が隴右・河西の兩鎮を統帥して軍事行動を起こしている例もあることから、河西節度使が欠員の時に哥舒翰がこれを兼任したのは十分あり得るとする。つまり【劉】【孫】によれば、哥舒翰は天宝十一載四月には実質的に河西節度使となつていたので、「自武威赴臨洮調大夫不及」詩が十一載の制作であつても矛盾しないことになるのである。

最後に(1)でその適否を保留していた【徐】の天宝九載河西客遊・十載入幕説であるが、【徐】は、「自武威赴臨洮調大夫不及」詩を入幕時の十載に系年しているが、これはその立場上当然と言える。しかし上述のとおり、哥舒翰が実質的に河西節度使(權知河西節度)に就くのは十一載四月であるので、この詩をそれより一年早い十載に系年するのは、無理だと言わざるを得ない。したがつて自ずから【徐】の十載入幕説も成り立たず、同時に九載河西客遊説も成立しないことになろう。⁽³²⁾

(1)でひとまずの結論とした高適天宝十一載入幕説は、「自武威赴臨洮調大夫不及」詩の系年について、【劉】【孫】による如上の推論にさほど無理はないと考えられるので、本稿でも、高適の入幕は天宝十一載の秋から冬にかけてとする。

(四)

高適の哥舒翰幕府への入幕が天宝十一載であるとして、次に掲げる高適詩より、高適は十二載に河隴(河西・隴右)の地より長安に戻つていたことが判明する。

(3) 高適「李雲南征蠻詩并序」(二二三頁)

その序には「天寶十一載、有詔伐西南夷。右相楊公兼節制之寄、乃奏前雲南太守李必涉海自交趾擊之。道路險難、往復數萬里、蓋百王所未通也。十二載四月至長安、君子是以知廟堂使能、而李公効節。適忝斯人之舊、因賦是詩。」とある。

天宝十一載、前の雲南太守・李必が詔を受けて「蠻」||「西南夷」(||南詔)を征伐し、勝利をおさめて長安に凱旋したのをことほいだ詩である。この序は、天宝十二載四月に高適が長安おいてこの詩を作つたことを明らかに示している。また高適諸年譜・【鉄】【傳】もすべてこれに同意している。ちなみに【孫】によればこの勝利は、兩唐書や「資治通鑑」などの史料には記載されておらず、本詩によって史伝の欠を補うことができる。

十二載四月に長安に戻つたあとの高適の行動は、次の史料が明らかにしてくれる。

(4) ⑦独孤及「送陳贊府兼應辟赴京序」(「毘陵集」卷十六)

これには「十二載冬十月、果以公才徵。龍泉自惜、暫隱牛斗之次。美玉無脛、竟爲秦人所得。」とあり、まず詩題の陳兼が節度使の辟召に應じて長安に赴いたのが天宝十二載十月であることがわかる。

(4) ①独孤及「送陳兼應辟兼寄高適賈至」(「毘陵集」卷二)

これには⑦と同時の作と考えて間違いない。⁽³⁴⁾また詩題に「寄高適」とあり、詩には「高侯秉戎翰、策馬觀西夷。方從幕中事、參謀王者師。賈生去洛陽、焜耀琳瑯姿。芳名動百步、逸韻凌南皮。肅肅舉鴻毛、泠然順風吹。波流有同異、由是限別離。漢塞隔隴底、秦川連鎬池。」とあることから、この詩が作られた時、高適は哥舒翰の幕中にあつたと見てよい。⁽³⁵⁾また陳兼が応じたのは哥舒翰の辟召であり、独孤及は陳兼に託して幕中の高適にこの詩を寄せたと考えられる。つまり⑦①より、陳兼が長安に赴いた天宝十二載十月までには、高適はすでに哥舒翰の幕府に戻つていたことが判明する。なお(4)の史料は【傳】の指摘

によるが、【周】もこれを襲い、【孫】は①にのみ言及している。総じて高適諸年譜は、十二載冬には、高適は河隴の地にあつたとしている。したがって(3)(4)より、十一載に哥舒翰幕府へ入幕して河隴の地にあつた高適は、十二載四月には長安へ返つており、また同年冬までには再び河隴にの地に戻つていたことになる。

(五)

ここで(二)節で提起した杜甫「送高」詩の制作系年の検討に戻る。

「送高」詩の系年について、高適の入幕を天宝十一載とする②説【譚】

【劉】【孫】は、入幕の年に系年せず、翌十二載の作品としている。これは仇氏「詳註」が「送高」詩の題下で、「舊唐書」(卷一一一)高適傳を引いて次のように論ずるのに従つたようである。「按舊書……：解褐汴州封丘尉、非其好也、乃去位、客遊河右。河西節度使哥舒翰、見(高適)而異之、表爲左驍衛兵曹、充翰府掌書記。從翰入朝、盛稱之於上前。」據此、則適爲書記、在翰未入朝之前、其入朝稱適、亦必在十一載時。蓋同至京、而公作詩以送之也。」「詳註」の論のポイントは、高適が掌書記となつたのが、入幕後に哥舒翰と初めて会い、彼に「異」と評価されてから後であり、且つ高適が哥舒に随つて入朝する前であるということにある。なお哥舒翰の十一載の入朝について、「資治通鑑」(卷二一六)は、冬のことと記録する³⁷⁾。これらを上述の高適入幕についての結論とあわせて考えるならば、十一載に哥舒翰幕府へ入幕し掌書記を授かつた高適は、その冬に哥舒翰と共に長安に入り、翌十二月四月にはまだ長安に滞在していた。また杜甫の「送高」詩は首句の「崆峒小麦熟」より夏の作であることがわかるので、高適は十二載夏に再び河隴に赴いたことになる。そして杜甫が掌書記となつた高適を送つた「送高」詩はこの時の作品ということになる。

ちなみに、入幕を十二載とする③説【王】【周】においても「送高」詩を入幕の翌年の作としており、①説【聞】【四】【陳】でも哥舒翰幕府へ初めて赴任する時の作とはしていない。これらは上記「詳註」の考え方に従つたものであろう。

ところで十一載入幕説をとるものなかでも、「送高」詩を哥舒翰幕府へ初めて赴任する時の作としている説もある。①説【余】である。

この説が成立するためには、「詳註」の考え方には反するが、赴任前に掌書記就任が決定されていなければならない。そうであるならば、「送高三十五書記」なる詩題でも矛盾はしない³⁸⁾。

「送高」詩が、初めての赴任の時の作か、入幕後長安に戻り再び河隴に赴くときの作であるかについては、論者は「詳註」の考え方に従い後者を支持したいが、それを補強するためには、「送高」詩自体の措辞を見るのがよいと思われる。この点については、「送高」詩の「人實不易知、更須慎其儀。(人の器量はなかなか知りにくいものだ。(哥舒翰が)果たしてどこまで君を知っているだろうか。君は今までよりもつとその身の態度をつつしまねばならない。)」⁴⁰⁾が、送別時に哥舒翰と高適とが既知の仲である(しかし深く理解しあうまでには至っていない)ことを示し、且つ初めて入幕して間もないときの「自武威赴臨洮謁大夫不及」詩の「主人未相識、客子心切切。」という状況(三)節(2)参照)とは同じではない、とする【孫】の説が参考にならう。つまり高適が「主人未相識、客子心切切。」という状況の時に、すでに掌書記を授けられているとは考えにくいのである。

また王維に「送高判官從軍赴河西序」なる送序があり、その内容から題の「高判官」は高適であるとの説が有力である。さらにこの序を天宝十一載高適が初めて河隴へ赴任するときの作とする【孫】は、題の「判官」について、高適は入幕後初めて掌書記に任ぜられた(つまり出発時には単に哥舒翰の幕僚となることしか決まっていなかった)

ので、題には節度使の幕僚の総称でもある「判官」がその称号として用いられたのだと推定している。杜甫「送高」詩の題に「書記」とあることと対比すれば、【孫】の考えは傾聴に値しようし、さらにまた赴任前に掌書記就任が決まっていたという上述の可能性は薄れることになるろう。

以上を整理すると、高適が河西隴右の哥舒翰幕府に初めて入幕したのが天宝十一載の秋から冬にかけての時期、同年冬哥舒翰に随って長安に戻り、翌十二載夏に再び河隴の地へ赴いた。そしてこの時、杜甫によって「送高」詩が作られた、ということになる。

*

以上、杜甫「送高三十五書記」の制作をめぐる、高適研究の立場から、高適入幕に関わる事跡について検討し、また「送高」詩の系年を試みた。特に(二)節以後において、先行研究で示された史料を利用したままの甚だ煩瑣な考証になってしまったが、ひとまずの結論を導いたのではないかと思う。またこれは、ささやかではあるが、高適の伝記研究の側から杜甫詩の系年を修正する試みでもあったことを、最後に記しておきたい。

〔注〕

(1) 本稿における杜甫詩の引用は仇兆鰲『杜詩詳註』(一九七九年、中華書局)により、その巻数とページ数とを示す。

(2) 詩題に「十五韻」とあるが、吉川幸次郎『杜甫詩注第二冊』(一九七七年、筑摩書房)が言うように、実際は十六韻である。

(3) 封丘県は『新唐書』(卷三八)地理志二によれば赤・畿・望・緊・上・中・下のランクの内の「緊県」。その県尉の官品は「從九品上」(槻木正「博学宏詞科・書判拔萃科の実施について」『循資格』を手懸りとして)一三七頁(『関西大学法学論集』三七一四、一

九八七年)による。

(4) 杜甫「贈田九判官梁丘」(卷三・一八六頁)の「陳留阮瑀誰爭長、京兆田郎早見招。」について、吉川『杜甫詩注第二冊』(一九七九年、筑摩書房)は、浦起龍『讀杜心解』(卷四之一)に従い、「上の句の〔陳留阮瑀〕を高適とする仇兆鰲の説を更に延長して、高の就職も田の斡旋によるとし、〔阮瑀〕すなわち高適も、〔招か見〕たのは〔田郎〕すなわち田梁丘のせいと読む。いかにも次の聯とのつらなりは、その方がよい。」という。また吉川『詩注』には「詩を贈った田梁丘が、哥舒の有力な幕僚であったことは、他の文献にも見える。『新唐書』の哥舒翰伝に、やがて天宝十四載、哥舒が安祿山の叛乱軍を、潼関で防ぎ、敗れたとき、その行軍司馬、すなわち野戦参謀長は、田良丘なる人物であったという。〔梁丘〕と良丘、同一人としてよい。また顔真卿が、そのいとこ顔允南の墓碑を書いたのに、潼関の敗戦後、田良丘が、なお哥舒を弁護したのを、允南は腹をたてて叱りつけたというのを、錢謙益は引く。」とある。

(5) 以上の事跡は、孫欽善「高適年譜」(孫著『高適集校注』(一九八四年、上海古籍出版社)所収)による。なお『冊府元龜』(卷七八)幕府部・辟署三に「高適好學、以詩知名、爲汴州封丘尉。時邊將用事、務收俊乂。河西節度使哥舒翰表適爲左驍衛兵曹、充掌書記。」とあり、兩唐書高適傳に記されていない辟召する側の理由(傍点)が見える。

(6) 注(5)孫氏「年譜」に同じ。

(7) 『通典』(卷十五)選舉三。渡邊孝「中晚唐期における官人の幕職官入仕とその背景」三六一頁(松本肇・川合康三編『中唐文学の視角』、一九九八年、創文社)・王助成『唐代銓選与文学』第四章「六品以下官員守選」一〇五頁(二〇〇一年、中華書局)参照。

なお『通典』が伝えるのは開元時の状況であるが、渡邊氏によれば、この「状況は安史の乱後にもそのまま持ち越されたというより、一層悪化した」という。

(8) 拙稿「高適の不遇感の諸相」(『山口女子大学文学部紀要』二、一九九三年)参照。

(9) 注(3) 槻木論文一三七・八頁。これにれば、例えば同じ緊県尉であったとしても、その土地柄(遠・近)によって年数に相違があった。また循資格・待選については、槻木論文の他に、鳥谷弘昭「裴光庭の「循資格」について」(『立正史学』四七、一九八〇年)、注(7) 王氏著書特にその第四章などによって知識を得た。なお槻木論文によれば、開元十八年に裴光庭によって制定された循資格は、裴が没した二一年に廃停の制が下されたが、この制は現実には実行に移されず、以後もいくらかの変改を受けつつもそのまま変わりなく行用された、ということである。従って、天宝年間においても待選年数に大きな変動はなかったと考えられる。なお以前、拙稿「淇上の高適(上)(下)」(『山口県立大学国際文化学部紀要』六・七、二〇〇〇・一年)において、開元二一年に循資格が廃止されたと書いたが、これは訂正しなければならない。ただ拙稿の論旨や結論に大きな影響がでるとは考えていない。

(10) 周知の如く唐代の官吏の致仕は七十歳(仁井田陞『唐令拾遺』禄令第十三(一九三三年初版。いま一九八三年復刻版、東京大学出版会による)・『通典』(卷三三) 職官十五・致仕官)。高適が、待選を経て次の官職についたとしても、清要官にならない限り、それが最後の職歴となった可能性が大きいと考えられる。

(11) (一) 節に示す高適年譜(略号もそこを参照)の内、【譚】【劉】【孫】【余】はともに十一載のこととする。【阮】【周】は入幕を県尉辞任の翌年十二載としている。

(12) この辺の事情は、高島俊男「李白と杜甫―その行動と文学―」一三二―三頁(一九七二年、評論社)に簡明に述べられている。

また注(5)の『冊府元龜』の記事は、当時、節度使が功名争いのために競って幕下に有能な人材を集めていたことを示しているように。

(13) 「唐開元、天宝時期辺鎮僚佐辟署制度」(『唐研究』七、二〇〇一年)。「唐會要」(卷七五) 選部下「開元」十七年三月勅、邊遠判官、多有老弱。宜令吏部每年選人内、簡擇強幹堪邊任者、隨缺補授。秩滿、量減三兩選與留、仍加優獎。」を根拠とする。勅文中の「選人」は職事任官有資格者。「與」は許可の意味(『漢語大詞典』の語釈と用例を参照)。なお同じ勅文は、『冊府元龜』(卷六三〇) 銓選部・條制二にも見える。

(14) 注(7) 渡邊氏論文・三六八頁。

(15) 幕職官に就くほかに、吏部の博学宏詞科・書判拔萃科に合格するルートもあったが、高適はこの二科を受験していないようである。

(16) 注(5) 孫氏「年譜」。ちなみに高適とともに盛唐期を代表する辺塞詩人である岑参は、劉開揚「岑参詩集編年箋註」所載「岑参年譜」(一九九五年、巴蜀書社)に従うと、天宝三載(七四四)に右内率府兵曹参軍(正九品下)、八載に安西四鎮節度使高仙芝の掌書記として右威衛録事参軍(正八品上)、十三載に安西四鎮節度使封常清の節度判官として大理評事(従八品下)・撰監察御史(正八品上)、至徳二載(七五七) 鳳翔の行在所にて右補闕(従七品上)を授かっている。なお戴偉華『唐代使府与文学研究』第五章・二「文人入幕与盛唐边塞詩」(一九九八年、広西師範大学出版社)は、開元初から天宝末の約四十年間における文人の入幕例がわずかであると立証した上で、高適と岑参の入幕は彼らの「個性」による「個別的现象」であり、また高適の監察御史就任、岑参の右補闕就任

も安史の乱という特殊状況下におけるものであり、中晩唐のように幕職官が立身出世の「捷徑」であるという見方はできないとする。確かに盛唐期の幕職官が中晩唐期のように「榮達の捷路」（注(7)渡邊論文・三七六頁）として機能していたとは言えないが、循資格の制度の存在や注(13)石氏論文の指摘などにより、論者は吏部の常選に従わずに官途を有利に歩むための一つのルートとして幕職官が存在していたとは考えている。また敢えて言うならば、確かに安史の乱という特殊状況下でなければ高適・岑参の監察御史・右補闕就任はなかったかもしれないが、逆にそれらの官職に就任できたのは両者の幕職官としてのキャリアによることは明白であろう。

(17) (二)節【四】による。

(18) 杜甫研究については手許にある代表的なものだけをとりあげた。また②説をとるものとして、ほかに卞孝萱・黄志洪・喬長阜「杜甫与高適、岑参(上)」(『草堂』一九八一—一九八一年)、③説をとるものとして尹占華「漫説杜甫与高適的関係」(『杜甫研究学刊』一九九〇—三)がある。但し両論とも考証は示さない。

(19) 哥舒翰は天宝六載—十四載の間、隴右節度使の任に就いており、また天宝十二載に河西節度使(鎮所・涼州姑臧県+神烏県+甘粛省武威県)を兼任している(郁賢皓『唐刺史考全編』(二〇〇〇年、安徽大学出版社)による)。なお、【四】【陳】【宗】【聞】は節度使名を記さない)が天宝十一載の哥舒翰を河西節度使としているが、これは両唐書高適傳の「河西節度使哥舒翰見而異之、表爲左驍衛兵曹、充翰府掌書記」(『舊唐書』卷一一一)「河西節度使哥舒翰表爲左驍衛兵曹參軍、掌書記」(『新唐書』卷一四三)の「河西節度使」という記述によるものであろう。なお【劉】【孫】はこの問題を解決するために、この時哥舒翰は実質的に河西節度使で

あったとするが、その根拠についてはのちに検討する。

(20) 【譚】【徐】が「客遊」とするのは、両唐書高適傳の「解褐汴州封丘尉、非其好也、乃去位、客遊河右。」(『舊唐書』)「調封丘尉、不得志、去。客河西、……」(『新唐書』)を襲ったものである。またこのほか【譚】【徐】は、高適が十一載「秋」に長安に戻っているとする点が【劉】【孫】と異なるが、これは本稿の結論を左右しないので、いまは問題としない。

(21) 他の説として【王】が、高適の封丘県尉就任を開元二三年とし、辞任を天宝三載とする。よろしくない。

(22) 【王】は高適の入幕については明記していない。ただ十二載に「欲依哥舒翰」とあり、「同李員外賀哥舒大夫破九曲之作」「九曲詞」という河西・隴右での作を系年するのでそう判断した。

(23) 周助初「高適生平若干問題的探討—兼評文学研究所『唐詩選』」(『文学評論』一九七九—二、一九七九年)と孫欽善「高適年譜諸疑考辨」(『北京大學學報(哲社版)』一九八三—四、一九八三年)もこの問題を扱うが、これらは両氏年譜に取り入れられているので、【周】【孫】として取り扱う。

(24) 以下高適作品の引用は、すべて注(5)孫氏『校注』により、その頁数を示す。

(25) 高適集の版本については注(5)孫氏『校注』所収「高適集版本考」参照。

(26) 注(19)郁氏『唐刺史考全編』参照。

(27) 両唐書高適傳に「宋州刺史張九皋深奇之、薦舉有道科。……解褐汴州封丘尉、……」(『舊唐書』)「客梁宋間、宋州刺史張九皋奇之、舉有道科中第、調封丘尉、……」(『新唐書』)とある。なお天宝八載は、いま【孫】による。

(28) 東洋文庫のマイクロフィルムで確認したところ、この詩のすぐ

あとに配列される「同呂員外范司直賀大夫再破黄河九曲之作」でも、詩題の「大夫」の上が空格となっている。ここにも哥舒しか入らない。黄永武・施淑婷『敦煌的唐詩統編』九七・二〇七頁（一九八九年、文史哲出版社）は高適の原作において哥舒翰に対する敬意として空格とされていたと推測する。

- (29) 哥舒翰の事跡については注(19)の郁氏著書参照。いま論拠となる史料だけを引く。『舊唐書』(卷一〇四)本傳「(天寶)八載、以朔方・河東羣牧十萬衆委翰總統攻石堡城。……不旬日而拔之、上録其功、拜特進・鴻臚員外卿、與一子五品官、賜物千匹、莊宅各一所、加攝御史大夫。十一載、加開府儀同三司。……十二載、進封涼國公、食實封三百戸、加河西節度使、尋封西平郡王。……十三載、拜太子太保、更加實封三百戸、又兼御史大夫。」「唐大詔令集」(卷六〇)「隴右河西節度使哥舒翰西平郡王制」「開府儀同三司……西平郡太守判武部事・攝御史大夫・持節隴右河西節度……等副大使知節事・赤水軍使・上柱國・涼國公哥舒翰……可開府儀同三司・太子少保・封西平郡王……餘並如故。天寶十二載七月。」
- (30) 『舊唐書』李林甫傳「十一載、以朔方副使李獻忠叛、讓節度、舉安思順自代。」「資治通鑑」(天寶)十載、春、正月、……安西節度使高仙芝入朝、……加仙芝開府儀同三司。尋以仙芝爲河西節度使、代安思順。思順諷羣胡割耳誓面請留己。制復留思順於河西。……十一載、……夏、四月……會李獻忠叛、林甫乃請解朔方節制、且薦河西節度使安思順自代、庚子、以思順爲朔方節度使。」
- (31) 『資治通鑑』(卷二二六)「(天寶)八載……六月……上命隴右節度使哥舒翰帥隴右・河西及突厥阿不思兵、益以朔方・河東兵、凡六萬三千、攻吐蕃石堡城。」
- (32) 【徐】がと見える高適天寶九載封丘県尉辭任説は、九載河西客遊・十載入幕と強く関連しているので、同時に成立しなくなると

考えられる。

- (33) 陳兼については、古文運動の先駆として有名な李華の「三賢論」(『全唐文』卷三二七)に「潁川陳兼廉不器、行古之道。渤海高適達夫、落落有奇節、是皆重於劉者也。」と、高適と並び挙げられている。徐鍇「陳氏書堂記」(『全唐文』卷八八八)には陳兼の家系が見られる(傳)参照。また『新唐書』(卷二〇〇)儒學列傳下・陳京傳に徳宗の時の秘書少監・陳京の父としてその名が見える。
- (34) 羅聯添「独孤及年譜」(羅著『唐代詩文六家年譜』(一九八六年、学海出版社)所収)も同時の作とする。ところで陳兼の前職は詩題にあるように「贊府(II県丞)」であり、陳が辟召に応じたのは、あるいは前節で述べた高適の経緯と類似するとも思われる。
- (35) 賈至のこの時の所在については、待考。
- (36) 【孫】・戴偉華『唐方鎮文職僚佐考』(一九九四年、天津古籍出版社)参照。
- (37) 「哥舒翰素與安祿山・安思順不協、上常和解之、使爲兄弟。是冬、三人俱入朝、上使高力士宴之於城東。」とある。
- (38) ③説【王】【周】は(二)節で引いた『通鑑』天寶十三載三月の記事を根拠に、十三載に哥舒翰と高適が入朝した(そしてその年河隴に帰るときに「送高」詩が作られた)と考えているようであるが、これは十二載入幕説の立場からすれば妥当であろう。『詳註』は、十三載制作説の論拠となる『通鑑』のこの記事に対し、「此特遙奏授官、恐適未必至京、何縁送贈詩章耶。明與舊書・杜詩不合。」と論じ、記事が哥舒翰・高適の入朝を必ずしも示さないとするが、根拠が薄いと言わざるを得ない。さらに【王】【周】は、『舊唐書』(卷一九一)金梁鳳傳「天寶十三載、客於河西。善相人、又言玄宗。時哥舒翰爲節度使、詔入京師、裴冕爲祠部郎中、知河西留後、在武威。」により、十三載の哥舒翰入朝を説く。哥舒翰が十三載に

入朝したとするのは穩当であり、高適がそれに随った可能性も否定できない。しかし本稿では高適の入幕を十一載とする立場から、

【王】【周】の十三載制作説には従わない。また、これをとなえる研究はないが、十一載入幕で「送高」詩を十三載作つまり入幕二年後の作とするのは、詩の措辞・内容から判断して、可能性がなからう。かように「送高」詩の系年に高適入幕の年が一等重要であることは、明らかであろう。なお『詳註』が十三載説を否定するのは、その説が存在したためであり、錢謙益注(卷一)・朱鶴齡註(卷二)が『通鑑』の記事を引く。黄鶴補注(卷二)・杜詩叢刊本)と明・張綖『杜工部詩通』(卷二)は十二載の作とする。

(39) 【阮】【吉】【彭】も天宝十二載、初めての赴任の時の作する。

(40) 目加田誠『杜甫』(一九六五年、集英社)による。括弧内は論者の補足。

(41) 入谷仙介『王維研究』第九章「送別」(一九七六年、創文社)。

【周】・【孫】・張清華『王維年譜』(一九八八年、学林出版社)・注(36) 戴氏『唐方鎮文職僚佐考』・陳鉄民『王維集校注』(一九九七年、中華書局)など。このうち、【周】・陳氏『校注』が王維の送序を天宝十二載作、【孫】が十一載作、張氏年譜が十三載作とする。序の関連部分を陳氏『校注』(卷十・九〇四頁)により引く。

「今上合大道以撫荒外、振長策以馭宇内。……而犬戎不識、蝸角自大、偷安九服之外、謂天誅罕及、自絶四國之後、而王祭不供。

天子按劍、謀臣切齒、思以赤山爲城、青海爲塹、盡平其地、悉虜其人。而上將有哥舒大夫者、名蓋四方、身長八尺、眼如紫石稜、鬚如蝟毛磔。……開府之日、辟書始下、以爲踴躍用兵、健將之事、意氣跨馬、俠少之能、蓋欲謀夫起予。哲士俾我、殲黠虜以無類、舉外國如拾遺。待夷門而不食、置廣武于上座、始得我高子焉。高子讀書五車、運籌百勝。慷慨謀議、折天口之是非、指畫山川、知

地形之要害。……(以下高判官についての叙述が続く)」

〔補記〕本稿は、平成十四年度山口県立大学研究創作助成事業(研究創作活動(A))の助成による研究成果の一部である。

(中国文学)